

会津若松市一般廃棄物処理基本計画の改訂について

平成 27 年 11 月 12 日
市民部 廃棄物対策課

1. 趣 旨

平成 18 年度から平成 27 年度までを計画期間としている現行の計画が期間満了となることから、新たな計画を策定するものです。

2. 一般廃棄物処理基本計画

(1) 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の規定に基づき策定が義務付けられており、一般廃棄物の発生・排出抑制と適正処理を進めるために基本的な考え方や方向性を定めるものです。

◆ 廃棄物処理法第 6 条

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

- ▶▶ 社会・経済情勢や廃棄物発生量の見込み、地域特性、処理コスト、市民要望等に留意して、減量化や再生利用に関する具体的な推進方策や目標値などを示します。
- ▶▶ また、策定にあたっては、「会津若松市長期総合計画」や「会津若松市環境基本計画」をはじめ、関連する計画と整合を図ることとします。

(2) 計画の対象

会津若松市内で生ずる一般廃棄物の「ごみ」を対象とします。

- ▶▶ 一般廃棄物処理基本計画には「ごみ処理計画」と「生活排水処理計画」がありますが、この度、策定するのは「ごみ処理」に係る計画です。

(3) 対象区域

会津若松市全域が対象地域です。

3. 次期計画について

(1) 計画のポイント《基本方針》

ごみ減量のためには、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の取組みが不可欠です。

次期計画においては、2R（リデュース、リユース）に力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで3Rの更なる強化を目指すものです。

(2) 目標

平成 22 年度を基準年とし、そこから生活系ごみを 20%、事業系ごみは 30%の減量化を目指します。

- ▶▶ 目標値：一人 1 日あたりのごみ排出量 970^g (平成 37 年度)
- ▶▶ スローガン：**ごみを減らそう！プロジェクト 970**
～ 目標値を数字で表し意識付ける ～

(3) 計画期間

平成 28 年度～平成 37 年度とします。(10 年間)

- ▶▶ なお、概ね 5 年後又は社会経済状況に大幅な変化が生じた場合など、必要に応じて中間見直しを行います。

4. 参考：これまでの取り組みと今後の予定

| 年度 | 月日 | 内 容 |
|----|-------------------|--|
| 26 | 4 月 7 日～2 月 24 日 | 市民インタビューの実施 (延べ 30 団体。310 人) 市政モニター及び市民アンケート (68 人から回収) |
| | 9 月 17 日 | 市議会 (文教厚生委員会) への報告 |
| 27 | 6 月 19 日～8 月 10 日 | 関係機関、市民・市民団体、事業所等との協議 |
| | 8 月 11 日 | 計画案の決定 |
| | 9 月 25 日 | 市議会 (文教厚生委員会) への報告 |
| | 10 月 1 日～30 日 | パブリックコメント |
| | 11 月～12 月 | 廃棄物処理運営審議会 諮問・答申 |
| | 1 月～3 月 | 計画案の修正 (※ 必要に応じて) |
| | 3 月 | 計画の策定 |
| 28 | 4 月～5 月 | 計画の公表、市民周知 (パンフレット等の配付) |